

令和 5 年 4 月 1 4 日

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案
(令和 5 年 4 月 1 4 日 諮問第 1 4 号)

[補完中継局の開設目的への放送確保対策の追加に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(西森課長補佐、塚田係長)

電話：03-5253-5786

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案 (補完中継局の開設目的への放送確保対策の追加に関する制度整備)

1 諮問の概要

総務省は、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断として基幹放送局（親局）のAM放送（中波放送）からFM放送（超短波放送）への変更（以下「FM転換」という。）及びFM転換を伴わないAM放送を行う基幹放送局（中継局）の廃止（以下「AM局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、それらの課題を検証するための取組を令和5年11月の再免許時から開始することとしている。

このFM転換及びAM局廃止に当たっては、AM局の放送区域をカバーするためにFM中継局（以下「補完中継局」という。）を開設する場面が想定されるが、補完中継局の開設目的は難聴対策及び災害対策に限定されており、これらの開設目的に合致しない場合は放送区域のカバーに必要な補完中継局を開設できないおそれがある。

今般、この状況を踏まえ、補完中継局の開設目的にAM局の放送区域をカバーすること（放送確保対策）を追加する変更等を行うため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

2 変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

○ 基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の一部を変更

中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送方式の中継局（補完中継局）を開設可能とするため、補完中継局の定義を変更するとともに開設目的を追加する。 【第1 5】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに基幹放送用周波数使用計画を変更予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和5年2月14日（火）から同年3月15日（水）までの期間において実施したところ、本件に対し14件の意見が提出されたが、これらの意見を踏まえた標題の告示案の修正はない。

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案

(補完中継局の開設目的への放送確保対策の追加に関する制度整備)

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案 (補完中継局の開設目的への放送確保対策の追加に関する制度整備)

諮問の概要

- 総務省は、民間 A M ラジオ放送事業者が、経営判断として基幹放送局（親局）の A M 放送（中波放送）から F M 放送（超短波放送）への変更（以下「F M 転換」という。）及び F M 転換を伴わない A M 放送を行う基幹放送局（中継局）の廃止（以下「A M 局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、それらの課題を検証するための取組を令和 5 年 11 月の再免許時から開始することとしている。
- F M 転換及び A M 局廃止に当たっては、A M 局の放送区域をカバーするために F M 中継局（以下「補完中継局」という。）を開設する場面が想定される。一方、補完中継局の開設目的は難聴対策及び災害対策に限定されており、これらの開設目的に合致しない場合は放送区域のカバーに必要な補完中継局を開設できないおそれがある。
- この状況を踏まえ、補完中継局の開設目的に A M 局の放送区域をカバーすること（放送確保対策）を追加する変更等を行うため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する。

変更の概要

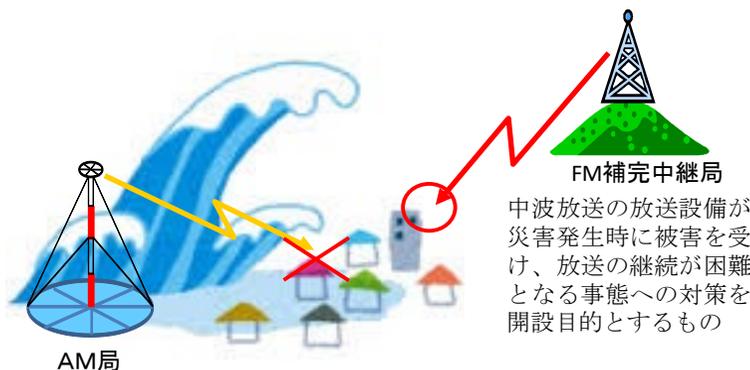
- 基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）の一部を、次のとおり変更する。
 - ・ 中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合等に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送方式の中継局（補完中継局）を開設可能とするため、補完中継局の定義を変更するとともに開設目的を追加する。

補完中継局（現状）

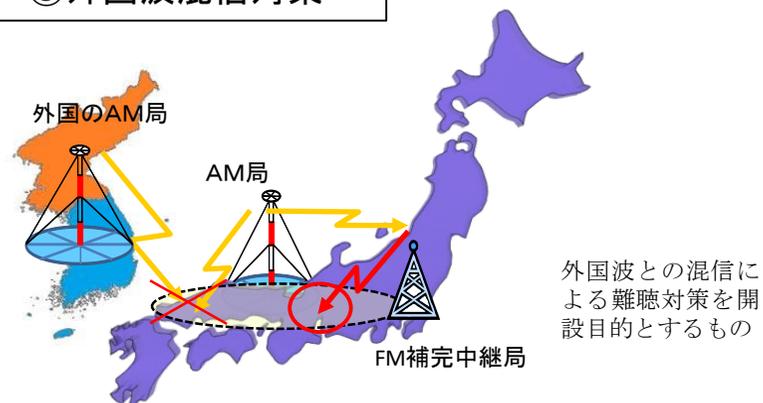
- AM局の放送区域で災害対策や難聴対策のためにAM局と同じ内容を放送するFM中継局。



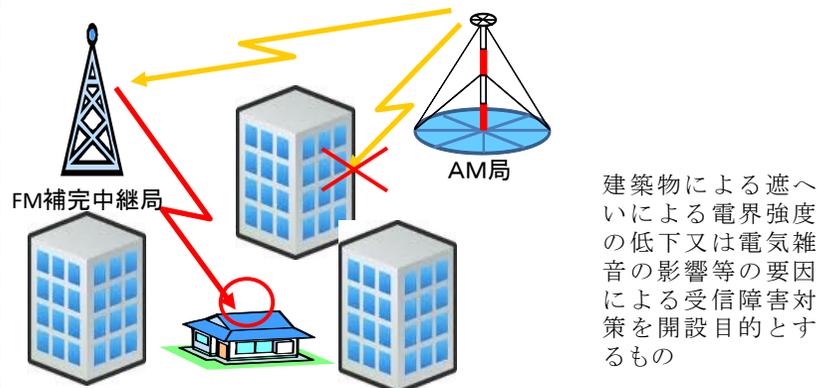
①災害対策



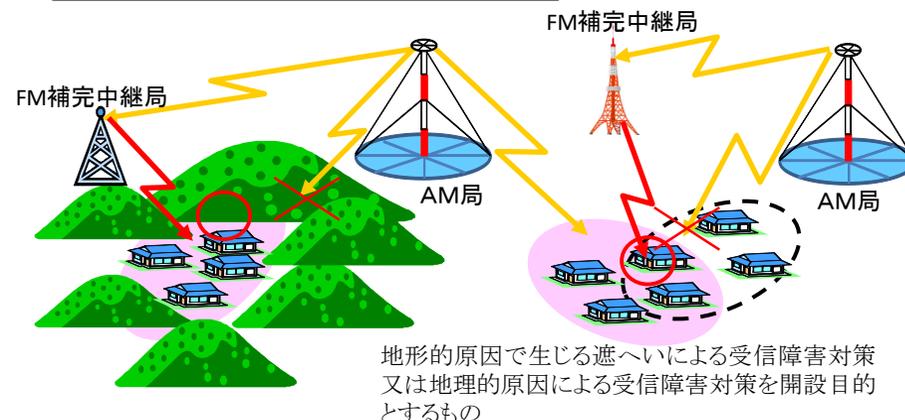
③外国波混信対策



②都市型難聴対策



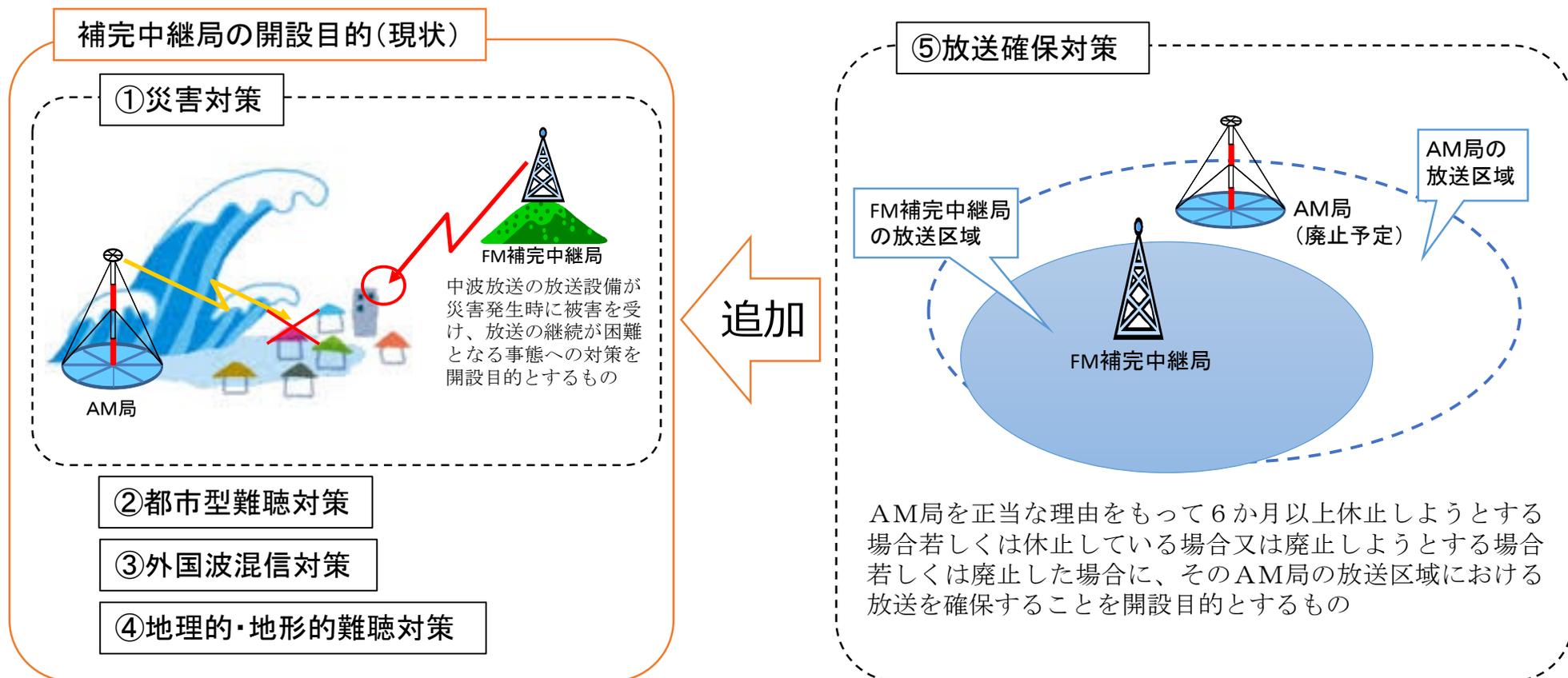
④地理的・地形的難聴対策



補完中継局の開設目的の追加

補完中継局の開設目的に、次の場合にAM局の放送区域における放送を確保すること（放送確保対策）を追加する。

- AM局を正当な理由をもって6か月以上休止しようとする場合／休止している場合
- AM局を廃止しようとする場合／廃止した場合



補完中継局の定義の変更

補完中継局の定義を次のとおり変更する。

現在：AM局の放送区域で難聴対策や災害対策のために補完的にFM放送用周波数で放送する中継局

+

AM局を**正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合**にそのAM局の放送区域における放送を確保するためにFM放送用周波数で放送する中継局

改正案

現行

中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を**正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局**（以下「補完中継局」という。）のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(4)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和5年2月14日～同年3月15日

■意見提出件数：14件

受付順	意見提出者
1	株式会社 文化放送
2	株式会社 STV ラジオ
3	札幌テレビ放送株式会社
4	株式会社ニッポン放送
5	一般社団法人日本民間放送連盟
6	(株)エフエム東京
7	株式会社大分放送
8	株式会社エフエム愛知
9	株式会社エフエム福岡
10	株式会社 TBS ラジオ
11	株式会社エフエム大阪
	個人(3件)

< 1. 全体 >

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1-1 本件への賛同意見				
1-1-1	株式会社ニッポン放送	○今回の変更案は、全国の民間AM放送事業者が、FM転換及びAM局休止を実現するために必要な措置であることから、賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
1-1-2	個人	○（「FM転換」に関する案全体の意見です） 全体的にこの案は賛成です。特に民放AMラジオ局のFM補完局が1放送局で1局しか現在設置されていない関東広域圏・北海道・秋田県・山形県・宮城県・東海広域圏・近畿広域圏・山陰地方（鳥取県・島根県）・高知県での補完局設置拡大の実現にも大きくつながると思います。		
1-2 本件制度整備に係る周波数拡充の要望				
1-2-1	個人	○改正案の趣旨には賛同するが、放送事業者がAM放送の代替となるFM補完中継局を十分に設置するためには、割り当てる周波数が足りないと思う。原則は、改正案通り90.0メガヘルツから94.9メガヘルツで良いが、やむを得ない場合はそれ以外の周波数帯域も割り当てることができるようにしておくべきである。特に、デジタルラジオとの間のガードバンドになっていた帯域は、同事業が終了した以上積極的に活用すべきである。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
1-3 本件制度整備に係る財政支援に対する意見				
1-3-1	株式会社エフエム東京	○貴省は、2020年12月の「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する実証実験の考え方」において、「AM放送のFM転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べています。また、今年3月9日に公表された「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)に対する意見募集結果」において、『当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。』と述べています。「放送確保用」中継局は、AMラジオ放送事業者の経営判断で行われるFM転換及びAM局廃止に対応するものです。したがって、貴省は、「放送確保用」中継局を、国の財政支援の対象にしないものと理解しております。	いただいた御意見は、今後の参考といたします。	無
1-3-2	株式会社エフエム愛知	○貴省は、2020年12月の「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する実証実験の考え方」において、「AM放送のFM転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べています。また、今年3月9日に公開された「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)に対する意見募集結果」におい		

		て、『当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。』と述べています。「放送確保用」中継局は、AM ラジオ放送事業者の経営判断で行われる FM 転換及び AM 局廃止に対応するものです。したがって、貴省は、「放送確保用」中継局を、国の財政支援の対象にしないものと理解しております。		
1-3-3	株式会社エフエム福岡	○3月9日に公開された「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）に対する意見及びこれに対する考え方（概要）」にて通し番号 15（項目番号 5-8）「提出された意見の概要」廃止を予定する AM 中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となる FM 中継局について、補助金の対象となるものではないことの確認に対して「考え方」で頂いた御意見は、今後の参考といたします。とありますが、貴省は、2020 年 12 月の「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する実証実験の考え方」においては、「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べています。 このことから「放送確保用」中継局は、AM ラジオ放送事業者の経営判断で行われる FM 転換及び AM 局廃止に対応するものであり、貴省は、「放送確保用」中継局を、国の財政支援の対象にしないものと理解しております。		
1-3-4	株式会社エフエム大阪	○貴省は 2020 年 12 月の「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する実証実験の考え方」において、「AM 放送の FM 転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」と述べておられます。また、2023 年 3 月 9 日に公開された「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）に対する意見募集結果」において、『当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。』と述べておられます。「放送確保用」中継局は、AM ラジオ放送事業者の経営判断で行われる FM 転換及び AM 局廃止に対応するものです。従って、貴省は「放送確保用」中継局を国の財政支援の対象にしないものと当社は理解しております。		
1-4 FM 転換・AM 局の運用休止に係る意見				
1-4-1	一般社団法人日本民間放送連盟	○総務省においては、今回の制度整備に留まらず、FM 転換および AM 局廃止に関する今後の政策や方針の全体像を、できる限り明確に示していただきたいと考えます。 ○先の「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）」の意見募集に	令和 5 年 3 月 9 日に公表した「AM 局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」において、AM 局の運用休止に係る特例措置の実施状況等を踏まえ、FM 転換及び AM 局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。	無
			いただいた御意見は、今後の参考とい	無

		<p>において、民放連およびラジオ各社は、「民間ラジオ放送事業者の AM 放送の FM 放送への転換等に関する『実証実験』の考え方」（2020 年 12 月）との関係性の明記を含め、多岐にわたる意見を述べております。総務省はこうした意見に対する認識や見解を丁寧に説明するとともに、今回の意見募集においてもラジオ各社の個別の意見を十分に把握し、今後の政策の検討に活かしていただくよう要望します。</p>	たします。	
1-4-2	株式会社 TBS ラジオ	<p>○FM 転換及び AM 局廃止は AM 放送事業者の経営基盤強化が主たる目的であることから、FM 補完中継局の開設は AM 放送事業者が個別に経営判断すべきものであり、放送確保対策の追加を契機に FM 補完中継局の開設を強制されることがないことを要望いたします。</p>	<p>本変更等は、経営判断として FM 転換及び AM 局廃止を検討するラジオ放送事業者が、AM 局の放送区域をカバーする FM 補完中継局を開設できるよう、補完中継局の開設目的に放送確保対策を追加するために必要となる基幹放送用周波数使用計画等の整備を行うものです。よって、「FM 補完中継局の開設を強制」するものではありません。</p>	無
		<p>○また、AM 局の運用休止に係る検証が円滑に行われ、有意義なものとなるよう、ラジオ各社の意見や要望を十分に把握し、柔軟に対応いただくよう併せて要望いたします。</p>	<p>いただいた御意見は、今後 AM 局の運用休止に係る特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>	無
1-5	その他			
1-5-1	個人	<p>○各テレビ局で行われている映像の加工は、禁止する義務をおうべきです。 理由 不正な情報や誤った情報の温床になり視聴者、もしくは、映像被写体にたいして虚偽の情報を広く流布する原因となり非常に危険。 特に最近の特徴として、個人情報や盾とした画像の改竄、ぼかし、音声の変更など編集技術で真実をねじ曲げて放送されている番組だけである。 報道番組ですら容疑者隠蔽、情報隠匿がはなはだしい。それならそもそも放送するなといたい。 さらに、皇室番組は、あきらかな古代からのプロパガンダである。即刻中止および過剰な演出の中止を求める。時代にはなれすぎ 星座占いは、特定の宗教を助長することと同等なので禁止命令を出すこと。 画像や音声に暈しや過剰な恣意的な編集は、固く禁じ罰則を設けること。 あと、国会や公共機関のライブ映像、裁判所のライブ映像を全世界にオープン放映することを義務化しよう。</p>	<p>本変更等は、補完中継局の開設目的に放送確保対策を追加するために必要となる基幹放送用周波数使用計画等の整備を行うものです。本件意見募集の対象の内容と直接関係のない御意見として承ります。</p>	無

< 2. 基幹放送用周波数使用計画を一部変更する告示案について >

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
2-1 告示案への賛同意見				
2-1-1	株式会社文化放送	○[2ページ 第1 5] 災害対策等のため以外の目的に開設されるその他の補完中継局用の周波数を、90.1MHz から 94.9MHz とすることは妥当と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
2-1-2	一般社団法人日本民間放送連盟	○[2ページ 第1 5] 「放送確保対策」のための「その他の補完中継局」の周波数を90~95MHzとすることは、妥当なものと考えます。		
2-1-3	株式会社大分放送	○[2ページ 第1 5] 本告示案につきまして、変更内容に賛同致します。この変更により、FM転換及びAM局廃止を行うに当たりAM局の放送区域をカバーするための補完局の開設が可能となるため、弊社のFM転換及びAM局廃止時の聴取者保護につながる置局が可能になると考えております。		

< 3. 電波法関係審査基準を一部改正する訓令案について >

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
3-1 訓令案への賛同意見				
3-1-1	株式会社文化放送	○[2ページ 別紙1第2] 補完中継局の開設目的に、FM 転換及び AM 局廃止の際の AM 局放送区域をカバーするための FM 中継局用「放送確保対策」を加えることで、AM 社の経営判断による選択肢が広がりますので、妥当と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
3-1-2	株式会社STVラジオ	○[2ページ 別紙2第2 2(7)ア(オ)] 経営の選択肢として、FM転換及びAM局廃止を検討するにあたり、AM局の放送区域をカバーするためのFM中継局の開設が考えられますので、補完中継局の開設目的として、放送確保対策を追加することに賛同します。		
3-1-3	札幌テレビ放送株式会社	○[2ページ 別紙2第2 2(7)ア(オ)] AMラジオ局を子会社として有している当社としては、グループ会社経営の選択肢を増やす意味でも、「廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的とした新たなFM中継局の開設が可能になる制度」に関する早期の制度整		

		<p>備を要望していました。</p> <p>FM転換及びAM局廃止を検討するにあたり、AM局の放送区域をカバーするためのFM中継局の開設が考えられますので、「補完中継局の開設目的として放送確保対策を追加する」という今回の変更案に賛同します。</p>	
3-1-4	一般社団法人日本民間放送連盟	<p>○[2ページ 別紙2第2 2(7)ア(オ)]</p> <p>FM補完中継局の目的において、従来の「災害対策」「都市型難聴対策」「外国波混信対策」「地理的・地形的難聴対策」に加えて、新たに「放送確保対策」を追加することは、AM社が経営判断により実施可能な選択肢を拡げるものであり、妥当なものと考えます。</p>	
3-1-5	株式会社大分放送	<p>○[2ページ 第2 2 (7)7(オ)、第2 2 (7)エ]</p> <p>本訓令案につきまして、変更内容に賛同致します。この変更により、FM転換及びAM局廃止を行うに当たりAM局の放送区域をカバーするための補完局の開設が可能となるため、弊社のFM転換及びAM局廃止時の聴取者保護につながる置局が可能になると考えております。</p>	
3-1-6	株式会社TBSラジオ	<p>○[2ページ]</p> <p>FM転換及びAM局廃止にあたってFM補完中継局の開設目的にAM局の放送区域をカバーすること（放送確保対策）を追加する変更等を行うため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について一定の意義があると評価いたします。</p>	

令和5年4月14日

株式会社新潟放送に係る認定放送持株会社の認定
(令和5年4月14日 諮問第15号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(竹村課長補佐、高木主査)

電話：03-5253-5793

株式会社新潟放送に係る認定放送持株会社の認定

1 諮問の概要

株式会社新潟放送（代表取締役社長：佐藤 隆夫）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 159 条第 1 項の規定に基づき、認定放送持株会社に係る認定の申請があった。

審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、認定放送持株会社の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

申請対象会社	株式会社新潟放送 (令和 5 年 6 月 1 日付けで株式会社 B S N メディアホールディングスに商号変更予定)
代表者	代表取締役社長 <small>さとう たかお</small> 佐藤 隆夫
資本金	3 億円
主な出資者	株式会社新潟日報社、越後交通株式会社、株式会社 T B S ホールディングス、光通信株式会社、株式会社第四北越銀行
子会社となる 基幹放送事業者	株式会社新潟放送分割準備会社※ (地上基幹放送事業者 (テレビ・AMラジオ))
関係会社となる 基幹放送事業者	酒田エフエム放送株式会社 (地上基幹放送事業者 (コミュニティFMラジオ))

※ 令和 5 年 6 月 1 日付けで「株式会社新潟放送」に商号変更し、申請対象会社から免許承継予定。

3 審査の概要

本申請について、法第 159 条第 1 項及び第 2 項、放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「基準」という。）第 18 条(1)～(6)の規定に基づき、以下の審査項目について審査した結果、いずれも適合しているものと認められる。

- 1 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするものであること。【法第 159 条第 1 項・基準第 18 条(1)関係】
- 申請対象会社が、株式会社であること。【法第 159 条第 2 項第 1 号・基準第 18 条(2)関係】
- 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。【法第 159 条第 2 項第 2 号・基準第 18 条(3)関係】
- 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。【法第 159 条第 2 項第 3 号・基準第 18 条(4)関係】
- 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。【法第 159 条第 2 項第 4 号・基準第 18 条(5)関係】
- 欠格事由に該当しないこと。【法第 159 条第 2 項第 5 号・基準第 18 条(6)関係】